

## 非課税上場株式等管理に関する約款 新旧対照表

平成 29 年 7 月 25 日

改 定 後	改 定 前	改定理由
<p><b>第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等）</b></p> <p>1 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項にもとづき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等（<u>住民票の写し等については、平成 29 年 9 月 30 日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り、</u>）、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」（既に当社に非課税口座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、））または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別</p>	<p><b>第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出等）</b></p> <p>1 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項にもとづき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別</p>	<p>平成 28 年度税制改正に伴う日証協約款参考モデルの改定に対応。</p>

改 定 後	改 定 前	改定理由
<p>措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(現行通り)</p> <p>2～6 (現行通り)</p> <p>7 <u>平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</u></p> <p>(以下、現行通り)</p> <p><u>附則</u> <u>この約款は平成29年7月25日より適用させていただきます。</u></p> <p>以上</p>	<p>(省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(以下、省 略)</p> <p>附則 この約款は平成28年7月25日より適用させていただきます。</p> <p>以上</p>	